

デジタル社会の実現に向けた重点計画 に関する意見聴取について

令和8年6月17日
個人情報保護委員会事務局

デジタル社会の実現に向けた重点計画とは

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「デジタル重点計画」という。）とは、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるもの。
- デジタル重点計画は、以下 3 つの計画として政府が策定したもの。

＜デジタル重点計画冒頭＞

この計画は、デジタル社会形成基本法に規定する重点計画、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する公的基礎情報データベース整備改善計画及び官民データ活用推進基本法に規定する官民データ活用推進基本計画として策定するものであり、官民データ活用推進基本法の規定に基づき、国会に報告するものである。

①デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第35号）

- ・政府は、この章の定めるところにより、デジタル社会の形成に関する重点計画（以下この章において「重点計画」という。）を作成しなければならない（第39条第 1 項）。

②情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）

- ・政府は、国の行政機関等が保有する公的基礎情報データベースであって、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理における国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資するもの（次項及び次条において「国の公的基礎情報データベース」という。）の整備及びその利用を促進するための改善を総合的かつ計画的に実施するため、公的基礎情報データベースの整備及び改善に関する計画（以下この章において「公的基礎情報データベース整備改善計画」という。）を作成しなければならない（第19条第 1 項）。

③官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）

- ・政府は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、官民データ活用の推進に関する基本的な計画（以下「官民データ活用推進基本計画」という。）を定めなければならない（第 8 条第 1 項）。
- ・政府は、官民データ活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない（第 8 条第 5 項）。

個人情報保護委員会に対する意見聴取について

- デジタル重点計画を変更するに当たっては、内閣総理大臣は個人情報保護委員会の意見を聴いて、閣議の決定を求めなければならない。
- 今般、デジタル重点計画の変更案の作成に当たって、令和 8 年 6 月 1 日付け内閣総理大臣通知「デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見聴取について」（デ戦第2207号）により、内閣総理大臣から個人情報保護委員会に対して意見聴取がなされた。

<デジタル社会形成基本法>

- ・内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、重点計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない（第39条第 4 項）。
- ・第 4 項から第 6 項までの規定は、重点計画の変更について準用する（第39条第 8 項）。

<官民データ活用推進基本法>

- ・内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、官民データ活用推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない（第 8 条第 4 項）。
- ・第 4 項及び第 5 項の規定は、官民データ活用推進基本計画の変更について準用する（第 8 条第 7 項）。

デジタル社会の実現に向けた重点計画 目次

現 行	変 更 後
第 1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組	第 1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組
1. 重点計画に基づいた我が国のデジタル化の取組	1. デジタルにより目指す社会の姿
2. 直面する課題と情勢変化	2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則
3. 目指す社会の姿	3. 我が国の現状認識・課題
4. 取組の方向性と重点的な取組	4. 取組の方向性と重点的な取組
5. デジタル社会の実現に向けての理念・原則	第 2 重点政策一覧
第 2 重点政策一覧	第 3 公的基礎情報データベース整備改善計画
1. AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進	
2. AI-フレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ）	
3. 競争・成長のための協調	
4. 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組	
5. 我が国のDX推進力の強化（デジタル人材の確保・育成と体制整備）	
第 3 工程表	
第 4 オンライン化を実施する行政手続の一覧等	
第 5 データ利活用制度の在り方に関する基本方針	

個人情報保護委員会に関連する項目

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

(4) AX/DXの徹底的推進による経済成長の加速

③データ連携・利活用を促進する環境整備

ウ AI開発・活用に資するデータ利活用の推進

○データが事業者や業種・業界の壁を越えて社会全体で広く利活用されるようにするため、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づきAI時代にふさわしいデータ連携・利活用を推進する。その一環として、国等データ活用事業の創出を図るとともに、AI開発等の個人情報を含む新たなデータ利活用ニーズ及び顕在化するリスクに対応するため、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」及び「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に向け、下位法令等の検討など制度の確実かつ円滑な運用に必要な準備を関係者の意見も踏まえつつ進めるとともに、必要な体制整備を図る。

第2 重点政策一覧

4-40 信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる環境の構築

【取組概要】

- ・相互認証の枠組みについて、EU及び英国それぞれと進行中の、対象範囲を学術研究分野及び公的部門へ拡大する協議を迅速に終了させ、令和8年度中の発効を目指す。
- ・また、令和8年度中に新たな国・地域との相互認証に向けた協議を開始する。
- ・グローバルCBPRシステムについて、同フォーラムワークショップへの登壇等を通じ、関係各国等のより一層の参加拡大に向けた取組を進める。また、受益が見込まれる企業に対し、優先的かつ個別の説明の機会を設ける等、令和7年度に実施した調査結果を反映させ、より効果的なアウトリーチ活動を実施する。
- ・グローバルなモデル契約条項（MCC）について、日本版MCCの策定に向けた検討を加速するとともに、令和8年度中に先行事例との比較調査を実施するべく検討を進める。

【目標と取組期限】

- ・相互認証の枠組みの更なる発展のため、令和8年度中に日EU及び日英それぞれの相互認証の枠組みの拡大を完了させ、新たな国・地域との相互認証に向けた協議を開始。
- ・国際的な企業認証制度の普及促進のため、令和8年度中にグローバルCBPRフォーラムの参加数15か国・地域及び認証企業数90社。
- ・グローバルなモデル契約条項の実現に向けた取組として、日本版MCCの策定に向けた検討を加速するとともに、令和8年度中にASEAN MCCやEUの標準契約条項（Standard Contractual Clauses : SCC）等の先行事例との比較調査を実施するべく検討を進める。

個人情報保護委員会に関連する項目

第2 重点政策一覧

4-43 個人情報保護法の見直し等

【取組概要】

- ・令和8年7月に成立した「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けて、AI等のデジタル技術の進展や有識者やステークホルダーの意見を十分に踏まえながら、関係する政令、個人情報保護委員会規則及びガイドラインの整備を行い、また、当該改正法の趣旨や内容等についての周知広報に積極的に取り組むとともに、必要な体制整備を図る。
- ・広く各界の有識者やステークホルダーと透明性のある形で継続的に意見交換を行い、個人情報保護政策に関し相互理解を促進するとともに、国内外における個人情報等の保護・利活用、デジタル社会の進展やAIの急速な普及を始めとした関連技術の動向等を把握し、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資するよう「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催する。

【目標と取組期限】

- ・「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けて、AI等のデジタル技術の進展や有識者やステークホルダーの意見を十分に踏まえながら、関係する政令、個人情報保護委員会規則及びガイドラインの整備を行い、また、当該改正法の趣旨や内容等についての周知広報に積極的に取り組むとともに、必要な体制整備を図る。
- ・令和8年度の「個人情報保護政策に関する懇談会」の大枠のテーマを「AI等のデジタル化進展におけるサービス利用者とサービス提供者の新たな信頼関係の構築に向けて」とし、年2回程度の開催を通じて、広く各界の有識者やステークホルダーと意見交換を行い、国内外における個人情報等の保護・利活用、デジタル社会の進展やAIの急速な普及を始めとした関連技術の動向等を把握する。令和9年度以降も年に2回程度継続して開催する。